

下水道用設計標準歩掛表（平成25年度版）の改定

新旧対照表

— 第2巻 ポンプ場・処理場 —

頁	改定趣旨	現 行
	新規追加	新規

工 種 名	代 価 表						
改 定							
A-15 コンクリート構造物補修工							
種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
劣 化 部 除 去 工		式	1			B-15-1	
鉄 筋 処 理 工		式	1			B-15-2	
断 面 修 復 工		式	1			B-15-3	
防 食 工		式	1			(下位代価なし)	
計							
B-15-1 劣化部除去工		(一式)					
種 目	形 状 寸 法	単 位	総 括 表 単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
劣 化 部 除 去		m ²	式or m ²				C-15-1-1
般 運 搬 処 理		m ³	式or m ³				(下位代価なし)
計							
B-15-2 鉄筋処理工		(一式)					
種 目	形 状 寸 法	単 位	総 括 表 単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
鉄 筋 処 理		m	式or m				C-15-2-1
計							
B-15-3 断面修復工		(一式)					
種 目	形 状 寸 法	単 位	総 括 表 単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
断 面 修 復		m ²	式or m ²				C-15-3-1
計							

頁	改定趣旨	現 行	工 種 名																		
	新規追加	新 規	<p style="text-align: center;">B-15-1 劣化部除去工</p> <p style="text-align: center;">改 定</p> <p>B-15-1 劣化部除去工 劣化部除去工 1. 適用範囲 本資料は、下水道施設（処理場・ポンプ場）における、劣化した既設鉄筋コンクリート構造物を超高圧水により除去する作業に適用する。なお、1工事当りの対象面積は3,000m²以下、施工厚みについては40mmまでとする。また、これらの適用範囲を超えるものについては、別途考慮する。</p> <p>2. 使用機械 劣化部除去に使用する機械の機種・規格は次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-2-1 機械の機種・規格</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超 高 圧 水 発 生 装 置</td> <td>圧力 240MPa</td> </tr> <tr> <td>空 気 圧 縮 機</td> <td>排出ガス対策型（1次基準値） 可搬式 2.0m³/min</td> </tr> <tr> <td>工 事 用 水 中 モ ー タ ポ ン プ</td> <td>φ50mm</td> </tr> <tr> <td>発 動 発 電 機</td> <td>ガソリンエンジン駆動 3kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 工事用水中モータポンプの動力源は、発動発電機を標準とする。 2 空気圧縮機、工事用水中モータポンプ及び発動発電機は、賃料を標準とする。 3 現場の状況により上表により難い場合は、別途考慮する。</p> <p>3. 施工歩掛 (1) 労務歩掛 超高圧水処理による劣化部除去の歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-3-1 労務歩掛表 (人/100m²当り)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>世話役</th> <th>特殊作業員</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1.9</td> <td style="text-align: center;">4.8</td> <td style="text-align: center;">2.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 諸雑費 諸雑費は、超高圧水処理のハンドガン、水タンク、耐圧ホース等の費用であり、労務費、運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p style="text-align: center;">表-3-2 諸雑費率 (%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>諸雑費率</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	規 格	超 高 圧 水 発 生 装 置	圧力 240MPa	空 気 圧 縮 機	排出ガス対策型（1次基準値） 可搬式 2.0m ³ /min	工 事 用 水 中 モ ー タ ポ ン プ	φ50mm	発 動 発 電 機	ガソリンエンジン駆動 3kVA	世話役	特殊作業員	普通作業員	1.9	4.8	2.2	諸雑費率	9
機 種	規 格																				
超 高 圧 水 発 生 装 置	圧力 240MPa																				
空 気 圧 縮 機	排出ガス対策型（1次基準値） 可搬式 2.0m ³ /min																				
工 事 用 水 中 モ ー タ ポ ン プ	φ50mm																				
発 動 発 電 機	ガソリンエンジン駆動 3kVA																				
世話役	特殊作業員	普通作業員																			
1.9	4.8	2.2																			
諸雑費率	9																				

頁	改定趣旨	現 行
	新規追加	
		新 規

工 種 名	B-15-1 劣化部除去工																																																																																																								
改 定																																																																																																									
<p>4. 単価表 (1) 劣化部除去工 C-15-1-1 劣化部除去工 (1 m²当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形 状 寸 法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価 (円)</th> <th>金 額 (円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>表-3-1</td> </tr> <tr> <td>特 殊 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>表-3-1</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>表-3-1</td> </tr> <tr> <td>超 高 圧 水 発 生 装 置 運 転</td> <td>圧力 240MPa</td> <td>日</td> <td>1.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空 気 圧 縮 機 運 転</td> <td>排出ガス対策型 (第1次基準値) 2.0 m³/min</td> <td>日</td> <td>1.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 用 水 中 モ ー タ ポ ン プ 運 転</td> <td>φ 50mm</td> <td>日</td> <td>1.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 動 発 電 機 運 転</td> <td>ガソリンエンジン駆動 3kVA</td> <td>日</td> <td>1.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水</td> <td></td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有料水使用の場合に計上</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>表-3-2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100m²当り</td> </tr> <tr> <td>1 m² 当 り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計/100m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 現場の状況により車上プラントが必要な場合は、トラック損料としてトラック(5~5.5t積)を計上する。 トラック損料は、「建設機械等損料算定表」の供用1日当り損料額(11)欄を用いること。 トラック損料日数=1.9日×α α: 供用日の割増率</p> <p>(2) 般運搬処理 般運搬処理は運搬形態に適した方法で積算する。</p> <p>(3) 機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適 用 単 価 表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超 高 圧 水 発 生 装 置</td> <td>圧力 240MPa</td> <td>機-12</td> <td>燃料消費量 → 197 機械賃料数量 → 1.0</td> </tr> <tr> <td>空 気 圧 縮 機</td> <td>可搬式 排出ガス対策型(第1次基準値) 2.0m³/min</td> <td>機-16</td> <td>燃料消費量 → 18 機械賃料数量 → 1.7</td> </tr> <tr> <td>工 事 用 水 中 モ ー タ ポ ン プ</td> <td>φ 50mm</td> <td>機-30</td> <td>(作業時排水) 機械賃料数量 → 1.2</td> </tr> <tr> <td>発 動 発 電 機</td> <td>ガソリンエンジン駆動 3kVA</td> <td>機-16</td> <td>(作業時排水) 燃料消費量 → 25 機械賃料数量 → 1.2</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	世 話 役		人				表-3-1	特 殊 作 業 員		人				表-3-1	普 通 作 業 員		人				表-3-1	超 高 圧 水 発 生 装 置 運 転	圧力 240MPa	日	1.9				空 気 圧 縮 機 運 転	排出ガス対策型 (第1次基準値) 2.0 m ³ /min	日	1.9				工 事 用 水 中 モ ー タ ポ ン プ 運 転	φ 50mm	日	1.9				発 動 発 電 機 運 転	ガソリンエンジン駆動 3kVA	日	1.9				水		m ³				有料水使用の場合に計上	諸 雑 費		式	1			表-3-2	計						100m ² 当り	1 m ² 当 り						計/100m ²	機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項	超 高 圧 水 発 生 装 置	圧力 240MPa	機-12	燃料消費量 → 197 機械賃料数量 → 1.0	空 気 圧 縮 機	可搬式 排出ガス対策型(第1次基準値) 2.0m ³ /min	機-16	燃料消費量 → 18 機械賃料数量 → 1.7	工 事 用 水 中 モ ー タ ポ ン プ	φ 50mm	機-30	(作業時排水) 機械賃料数量 → 1.2	発 動 発 電 機	ガソリンエンジン駆動 3kVA	機-16	(作業時排水) 燃料消費量 → 25 機械賃料数量 → 1.2
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要																																																																																																			
世 話 役		人				表-3-1																																																																																																			
特 殊 作 業 員		人				表-3-1																																																																																																			
普 通 作 業 員		人				表-3-1																																																																																																			
超 高 圧 水 発 生 装 置 運 転	圧力 240MPa	日	1.9																																																																																																						
空 気 圧 縮 機 運 転	排出ガス対策型 (第1次基準値) 2.0 m ³ /min	日	1.9																																																																																																						
工 事 用 水 中 モ ー タ ポ ン プ 運 転	φ 50mm	日	1.9																																																																																																						
発 動 発 電 機 運 転	ガソリンエンジン駆動 3kVA	日	1.9																																																																																																						
水		m ³				有料水使用の場合に計上																																																																																																			
諸 雑 費		式	1			表-3-2																																																																																																			
計						100m ² 当り																																																																																																			
1 m ² 当 り						計/100m ²																																																																																																			
機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項																																																																																																						
超 高 圧 水 発 生 装 置	圧力 240MPa	機-12	燃料消費量 → 197 機械賃料数量 → 1.0																																																																																																						
空 気 圧 縮 機	可搬式 排出ガス対策型(第1次基準値) 2.0m ³ /min	機-16	燃料消費量 → 18 機械賃料数量 → 1.7																																																																																																						
工 事 用 水 中 モ ー タ ポ ン プ	φ 50mm	機-30	(作業時排水) 機械賃料数量 → 1.2																																																																																																						
発 動 発 電 機	ガソリンエンジン駆動 3kVA	機-16	(作業時排水) 燃料消費量 → 25 機械賃料数量 → 1.2																																																																																																						

頁	改定趣旨	現 行	工 種 名	改 定																																																									
	新規追加		B-15-2 鉄筋処理工	<p>B-15-2 鉄筋処理工 鉄筋処理工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、下水道施設（処理場・ポンプ場）における既設鉄筋コンクリート構造物で、劣化部除去によりはつり出した鉄筋の錆びの除去、防錆剤の塗布作業に適用する。なお、対象範囲は鉄筋処理延長300m以下とする。また、適用範囲を超えるものについては、別途考慮する。</p> <p>2. 施工歩掛 (1) 労務歩掛 鉄筋処理の歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-2-1 労務歩掛表 (人/100m当り)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>世話役</td> <td>特殊作業員</td> <td>普通作業員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.8</td> <td style="text-align: center;">2.1</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> </table> <p>(2) 諸雑費 諸雑費は、ディスクサンダー、ワイヤーブラシ、はけ、防錆剤、防錆剤攪拌機、発動発電機運転経費等の費用であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p style="text-align: center;">表-2-2 諸雑費率 (%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>諸雑費率</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> </table> <p>3. 単価表 C-15-2-1 鉄筋処理工 (1m当り)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形 状 寸 法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価 (円)</th> <th>金 額 (円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>表-2-1</td> </tr> <tr> <td>特 殊 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>表-2-1</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>表-2-1</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td>表-2-2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100m当り</td> </tr> <tr> <td>1 m 当 り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計/100m</td> </tr> </tbody> </table>	世話役	特殊作業員	普通作業員	1.8	2.1	1.1	諸雑費率	16	名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	世 話 役		人				表-2-1	特 殊 作 業 員		人				表-2-1	普 通 作 業 員		人				表-2-1	諸 雑 費		式	1			表-2-2	計						100m当り	1 m 当 り						計/100m
世話役	特殊作業員	普通作業員																																																											
1.8	2.1	1.1																																																											
諸雑費率	16																																																												
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要																																																							
世 話 役		人				表-2-1																																																							
特 殊 作 業 員		人				表-2-1																																																							
普 通 作 業 員		人				表-2-1																																																							
諸 雑 費		式	1			表-2-2																																																							
計						100m当り																																																							
1 m 当 り						計/100m																																																							
		新 規																																																											

頁	改定趣旨	現 行	工 種 名	B-15-3 断面修復工																																																																																																																																												
	新規追加		改 定																																																																																																																																													
		新 規		<p>B-15-3 断面修復工</p> <p>断面修復工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、下水道施設（処理場・ポンプ場）における既設鉄筋コンクリート構造物で、劣化部除去により除去した後、断面修復材を用いて断面修復する作業全般（左官工法、吹付工法）に適用する。なお、対象面積は1工事の施工部位別に1,500m²以下、施工厚みについては40mmまでとする。また、これらの適用範囲を超えるものについては、別途考慮する。</p> <p>2. 施工歩掛</p> <p>(1) 労務歩掛</p> <p>断面修復の歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-2-1 労務歩掛表（壁部） (100m²当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工厚み (mm)</th> <th>施工規模 (m²)</th> <th>世話役 (人)</th> <th>左官 (人)</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">10mm 未満</td> <td>100m²未満</td> <td>3.9</td> <td>11.7</td> <td>4.7</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>100m²以上 300m²未満</td> <td>2.4</td> <td>7.2</td> <td>2.9</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 1,500m²以下</td> <td>1.4</td> <td>4.2</td> <td>1.6</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">10mm 以上～20mm 未満</td> <td>100m²未満</td> <td>6.4</td> <td>19.2</td> <td>7.7</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>100m²以上 300m²未満</td> <td>4.0</td> <td>11.8</td> <td>4.7</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 1,500m²以下</td> <td>2.3</td> <td>6.9</td> <td>2.7</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20mm 以上～30mm 未満</td> <td>100m²未満</td> <td>10.5</td> <td>31.4</td> <td>12.5</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>100m²以上 300m²未満</td> <td>6.5</td> <td>19.2</td> <td>7.7</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 1,500m²以下</td> <td>3.8</td> <td>11.3</td> <td>4.4</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">30mm 以上～40mm 以下</td> <td>100m²未満</td> <td>17.1</td> <td>51.2</td> <td>20.5</td> <td>17.1</td> </tr> <tr> <td>100m²以上 300m²未満</td> <td>10.6</td> <td>31.4</td> <td>12.6</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 1,500m²以下</td> <td>6.1</td> <td>18.4</td> <td>7.2</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 本歩掛は、1工事の施工部位別歩掛りである。</p> <p style="text-align: center;">表-2-2 労務歩掛表（天井部） (100m²当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工厚み (mm)</th> <th>施工規模 (m²)</th> <th>世話役 (人)</th> <th>左官 (人)</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">10mm 未満</td> <td>100m²未満</td> <td>4.5</td> <td>13.4</td> <td>5.3</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>100m²以上 300m²未満</td> <td>2.7</td> <td>8.1</td> <td>3.3</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 1,500m²以下</td> <td>1.5</td> <td>4.6</td> <td>1.8</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">10mm 以上～20mm 未満</td> <td>100m²未満</td> <td>7.3</td> <td>21.9</td> <td>8.8</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>100m²以上 300m²未満</td> <td>4.4</td> <td>13.2</td> <td>5.3</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 1,500m²以下</td> <td>2.5</td> <td>7.5</td> <td>2.9</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20mm 以上～30mm 未満</td> <td>100m²未満</td> <td>11.9</td> <td>35.7</td> <td>14.3</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>100m²以上 300m²未満</td> <td>7.3</td> <td>21.5</td> <td>8.7</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 1,500m²以下</td> <td>4.1</td> <td>12.3</td> <td>4.8</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">30mm 以上～40mm 以下</td> <td>100m²未満</td> <td>19.5</td> <td>58.4</td> <td>23.3</td> <td>19.5</td> </tr> <tr> <td>100m²以上 300m²未満</td> <td>11.8</td> <td>35.1</td> <td>14.1</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 1,500m²以下</td> <td>6.7</td> <td>20.1</td> <td>7.8</td> <td>6.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 本歩掛は、1工事の施工部位別歩掛りである。</p>	施工厚み (mm)	施工規模 (m ²)	世話役 (人)	左官 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	10mm 未満	100m ² 未満	3.9	11.7	4.7	3.9	100m ² 以上 300m ² 未満	2.4	7.2	2.9	2.4	300m ² 以上 1,500m ² 以下	1.4	4.2	1.6	1.4	10mm 以上～20mm 未満	100m ² 未満	6.4	19.2	7.7	6.4	100m ² 以上 300m ² 未満	4.0	11.8	4.7	4.0	300m ² 以上 1,500m ² 以下	2.3	6.9	2.7	2.3	20mm 以上～30mm 未満	100m ² 未満	10.5	31.4	12.5	10.5	100m ² 以上 300m ² 未満	6.5	19.2	7.7	6.5	300m ² 以上 1,500m ² 以下	3.8	11.3	4.4	3.8	30mm 以上～40mm 以下	100m ² 未満	17.1	51.2	20.5	17.1	100m ² 以上 300m ² 未満	10.6	31.4	12.6	10.6	300m ² 以上 1,500m ² 以下	6.1	18.4	7.2	6.1	施工厚み (mm)	施工規模 (m ²)	世話役 (人)	左官 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	10mm 未満	100m ² 未満	4.5	13.4	5.3	4.5	100m ² 以上 300m ² 未満	2.7	8.1	3.3	2.7	300m ² 以上 1,500m ² 以下	1.5	4.6	1.8	1.5	10mm 以上～20mm 未満	100m ² 未満	7.3	21.9	8.8	7.3	100m ² 以上 300m ² 未満	4.4	13.2	5.3	4.4	300m ² 以上 1,500m ² 以下	2.5	7.5	2.9	2.5	20mm 以上～30mm 未満	100m ² 未満	11.9	35.7	14.3	11.9	100m ² 以上 300m ² 未満	7.3	21.5	8.7	7.3	300m ² 以上 1,500m ² 以下	4.1	12.3	4.8	4.1	30mm 以上～40mm 以下	100m ² 未満	19.5	58.4	23.3	19.5	100m ² 以上 300m ² 未満	11.8	35.1	14.1	11.8	300m ² 以上 1,500m ² 以下	6.7	20.1	7.8	6.7
施工厚み (mm)	施工規模 (m ²)	世話役 (人)	左官 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)																																																																																																																																											
10mm 未満	100m ² 未満	3.9	11.7	4.7	3.9																																																																																																																																											
	100m ² 以上 300m ² 未満	2.4	7.2	2.9	2.4																																																																																																																																											
	300m ² 以上 1,500m ² 以下	1.4	4.2	1.6	1.4																																																																																																																																											
10mm 以上～20mm 未満	100m ² 未満	6.4	19.2	7.7	6.4																																																																																																																																											
	100m ² 以上 300m ² 未満	4.0	11.8	4.7	4.0																																																																																																																																											
	300m ² 以上 1,500m ² 以下	2.3	6.9	2.7	2.3																																																																																																																																											
20mm 以上～30mm 未満	100m ² 未満	10.5	31.4	12.5	10.5																																																																																																																																											
	100m ² 以上 300m ² 未満	6.5	19.2	7.7	6.5																																																																																																																																											
	300m ² 以上 1,500m ² 以下	3.8	11.3	4.4	3.8																																																																																																																																											
30mm 以上～40mm 以下	100m ² 未満	17.1	51.2	20.5	17.1																																																																																																																																											
	100m ² 以上 300m ² 未満	10.6	31.4	12.6	10.6																																																																																																																																											
	300m ² 以上 1,500m ² 以下	6.1	18.4	7.2	6.1																																																																																																																																											
施工厚み (mm)	施工規模 (m ²)	世話役 (人)	左官 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)																																																																																																																																											
10mm 未満	100m ² 未満	4.5	13.4	5.3	4.5																																																																																																																																											
	100m ² 以上 300m ² 未満	2.7	8.1	3.3	2.7																																																																																																																																											
	300m ² 以上 1,500m ² 以下	1.5	4.6	1.8	1.5																																																																																																																																											
10mm 以上～20mm 未満	100m ² 未満	7.3	21.9	8.8	7.3																																																																																																																																											
	100m ² 以上 300m ² 未満	4.4	13.2	5.3	4.4																																																																																																																																											
	300m ² 以上 1,500m ² 以下	2.5	7.5	2.9	2.5																																																																																																																																											
20mm 以上～30mm 未満	100m ² 未満	11.9	35.7	14.3	11.9																																																																																																																																											
	100m ² 以上 300m ² 未満	7.3	21.5	8.7	7.3																																																																																																																																											
	300m ² 以上 1,500m ² 以下	4.1	12.3	4.8	4.1																																																																																																																																											
30mm 以上～40mm 以下	100m ² 未満	19.5	58.4	23.3	19.5																																																																																																																																											
	100m ² 以上 300m ² 未満	11.8	35.1	14.1	11.8																																																																																																																																											
	300m ² 以上 1,500m ² 以下	6.7	20.1	7.8	6.7																																																																																																																																											

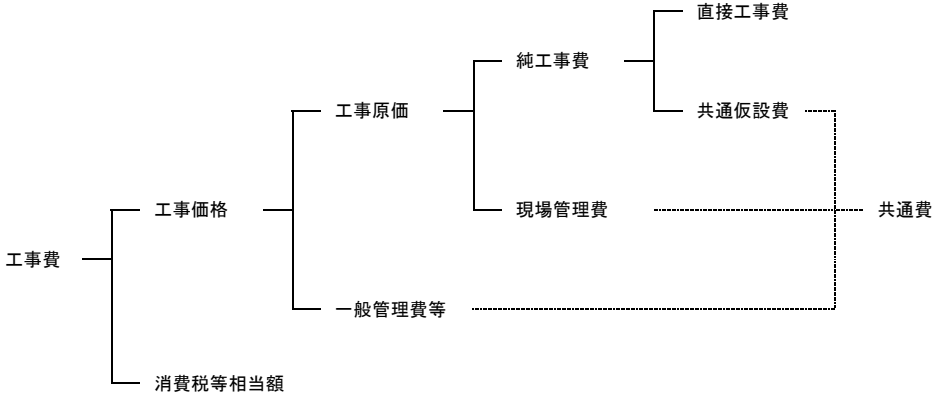
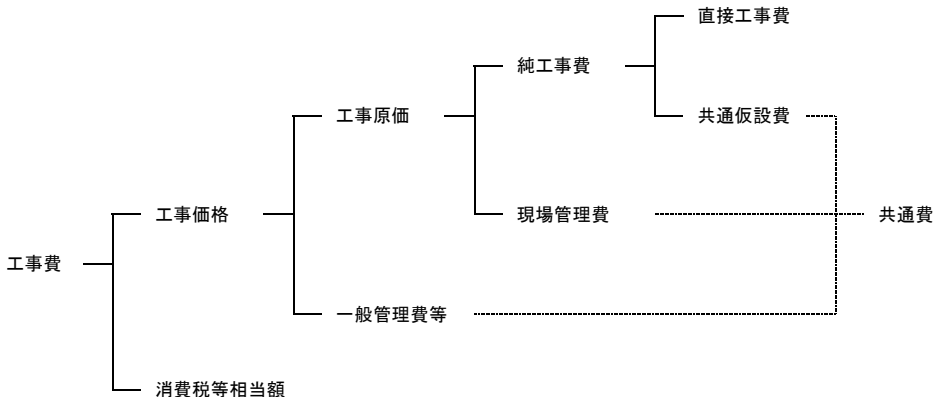
頁	改定趣旨	現	行
	新規追加		
		新 規	

工 種 名	B-15-3 断面修復工																																																																										
	改 定																																																																										
	表-2-3 労務歩掛表 (底部) (100m ² 当り)																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工厚み (mm)</th> <th>施工規模 (m²)</th> <th>世話役 (人)</th> <th>左官 (人)</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">10mm 未満</td> <td>100m²未満</td> <td>3.1</td> <td>9.3</td> <td>3.7</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>100m²以上 300m²未満</td> <td>1.8</td> <td>5.2</td> <td>2.1</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 1,500m²以下</td> <td>0.9</td> <td>2.8</td> <td>1.1</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">10mm 以上~20mm 未満</td> <td>100m²未満</td> <td>5.1</td> <td>15.2</td> <td>6.1</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>100m²以上 300m²未満</td> <td>2.9</td> <td>8.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 1,500m²以下</td> <td>1.5</td> <td>4.5</td> <td>1.8</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20mm 以上~30mm 未満</td> <td>100m²未満</td> <td>8.3</td> <td>24.8</td> <td>9.9</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>100m²以上 300m²未満</td> <td>4.7</td> <td>14.0</td> <td>5.6</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 1,500m²以下</td> <td>2.5</td> <td>7.5</td> <td>2.9</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">30mm 以上~40mm 以下</td> <td>100m²未満</td> <td>13.5</td> <td>40.5</td> <td>16.2</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td>100m²以上 300m²未満</td> <td>7.7</td> <td>22.9</td> <td>9.2</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>300m²以上 1,500m²以下</td> <td>4.1</td> <td>12.2</td> <td>4.7</td> <td>4.1</td> </tr> </tbody> </table>	施工厚み (mm)	施工規模 (m ²)	世話役 (人)	左官 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	10mm 未満	100m ² 未満	3.1	9.3	3.7	3.1	100m ² 以上 300m ² 未満	1.8	5.2	2.1	1.8	300m ² 以上 1,500m ² 以下	0.9	2.8	1.1	0.9	10mm 以上~20mm 未満	100m ² 未満	5.1	15.2	6.1	5.1	100m ² 以上 300m ² 未満	2.9	8.6	3.4	2.9	300m ² 以上 1,500m ² 以下	1.5	4.5	1.8	1.5	20mm 以上~30mm 未満	100m ² 未満	8.3	24.8	9.9	8.3	100m ² 以上 300m ² 未満	4.7	14.0	5.6	4.7	300m ² 以上 1,500m ² 以下	2.5	7.5	2.9	2.5	30mm 以上~40mm 以下	100m ² 未満	13.5	40.5	16.2	13.5	100m ² 以上 300m ² 未満	7.7	22.9	9.2	7.7	300m ² 以上 1,500m ² 以下	4.1	12.2	4.7	4.1				
施工厚み (mm)	施工規模 (m ²)	世話役 (人)	左官 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)																																																																						
10mm 未満	100m ² 未満	3.1	9.3	3.7	3.1																																																																						
	100m ² 以上 300m ² 未満	1.8	5.2	2.1	1.8																																																																						
	300m ² 以上 1,500m ² 以下	0.9	2.8	1.1	0.9																																																																						
10mm 以上~20mm 未満	100m ² 未満	5.1	15.2	6.1	5.1																																																																						
	100m ² 以上 300m ² 未満	2.9	8.6	3.4	2.9																																																																						
	300m ² 以上 1,500m ² 以下	1.5	4.5	1.8	1.5																																																																						
20mm 以上~30mm 未満	100m ² 未満	8.3	24.8	9.9	8.3																																																																						
	100m ² 以上 300m ² 未満	4.7	14.0	5.6	4.7																																																																						
	300m ² 以上 1,500m ² 以下	2.5	7.5	2.9	2.5																																																																						
30mm 以上~40mm 以下	100m ² 未満	13.5	40.5	16.2	13.5																																																																						
	100m ² 以上 300m ² 未満	7.7	22.9	9.2	7.7																																																																						
	300m ² 以上 1,500m ² 以下	4.1	12.2	4.7	4.1																																																																						
	備考 本歩掛は、1工事の施工部位別歩掛りである。																																																																										
	(2) 諸雑費 諸雑費は、モルタルミキサー、水タンク、発動発電機運転経費等の費用であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。																																																																										
	表-2-4 諸雑費率 (%) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>諸雑費率</td> <td>5</td> </tr> </table>					諸雑費率	5																																																																				
諸雑費率	5																																																																										
	3. 単価表 C-15-3-1 断面修復工 (1m ² 当り)																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形 状 寸 法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価 (円)</th> <th>金 額 (円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>表-2-1~3</td> </tr> <tr> <td>左 官</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>表-2-1~3</td> </tr> <tr> <td>特 殊 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>表-2-1~3</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>表-2-1~3</td> </tr> <tr> <td>断面修復用モルタル</td> <td></td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>表-2-4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100m²当り</td> </tr> <tr> <td>1 m² 当 り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計/100m²</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	世 話 役		人				表-2-1~3	左 官		人				表-2-1~3	特 殊 作 業 員		人				表-2-1~3	普 通 作 業 員		人				表-2-1~3	断面修復用モルタル		m ³					諸 雑 費		式	1			表-2-4	計						100m ² 当り	1 m ² 当 り						計/100m ²											
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要																																																																					
世 話 役		人				表-2-1~3																																																																					
左 官		人				表-2-1~3																																																																					
特 殊 作 業 員		人				表-2-1~3																																																																					
普 通 作 業 員		人				表-2-1~3																																																																					
断面修復用モルタル		m ³																																																																									
諸 雑 費		式	1			表-2-4																																																																					
計						100m ² 当り																																																																					
1 m ² 当 り						計/100m ²																																																																					
	備考 断面修復用モルタルは、施工厚みを考慮のうえ計上する。																																																																										

頁	改定趣旨	現 行																																																																																																																																																			
58	単価表の追加	<p style="text-align: center;">機械運転単価表</p> <p>本資料は、各工種に使用する機械のうち標準的な機種について単価表を示したものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労務歩掛は、土木工事標準歩掛の建設機械運転労務歩掛による。 2. 燃料の種類及び数量は、土木工事標準歩掛の原動機燃料消費量による。 3. 表題には機械名を記入する。 4. 燃料費の規格欄には燃料の種類を記入する。 5. 燃料損料の規格欄には機械の規格を記入する。 <p>機-1 ○○運転1時間当り単価表 (1時間当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>金額(円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 転 手 (特 殊)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃 料 費</td> <td></td> <td>ℓ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機 械 損 料</td> <td></td> <td>h</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>機-14 ○○運転1日当り単価表 (1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>金額(円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(電 力)</td> <td></td> <td>kWh</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機 械 損 料</td> <td></td> <td>日</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 発動発電機を電源とする場合は、電力の計上はしない。 2 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。</p> <p>機-15 ○○運転1時間当り単価表 (1時間当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>金額(円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(電 力)</td> <td></td> <td>kWh</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機 械 損 料</td> <td></td> <td>h</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 発動発電機を電源とする場合は、電力の計上はしない。 2 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。</p> <p>機-16 ○○運転1日当り単価表 (1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>金額(円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃 料 費</td> <td></td> <td>ℓ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃 供 用 日</td> <td></td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。</p>	名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要	運 転 手 (特 殊)		人					燃 料 費		ℓ					機 械 損 料		h	1.0				諸 雑 費		式	1				計							名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要	(電 力)		kWh					機 械 損 料		日	1.0				諸 雑 費		式	1				計							名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要	(電 力)		kWh					機 械 損 料		h	1.0				諸 雑 費		式	1				計							名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要	燃 料 費		ℓ					賃 供 用 日		日					諸 雑 費		式	1				計						
名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要																																																																																																																																															
運 転 手 (特 殊)		人																																																																																																																																																			
燃 料 費		ℓ																																																																																																																																																			
機 械 損 料		h	1.0																																																																																																																																																		
諸 雑 費		式	1																																																																																																																																																		
計																																																																																																																																																					
名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要																																																																																																																																															
(電 力)		kWh																																																																																																																																																			
機 械 損 料		日	1.0																																																																																																																																																		
諸 雑 費		式	1																																																																																																																																																		
計																																																																																																																																																					
名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要																																																																																																																																															
(電 力)		kWh																																																																																																																																																			
機 械 損 料		h	1.0																																																																																																																																																		
諸 雑 費		式	1																																																																																																																																																		
計																																																																																																																																																					
名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要																																																																																																																																															
燃 料 費		ℓ																																																																																																																																																			
賃 供 用 日		日																																																																																																																																																			
諸 雑 費		式	1																																																																																																																																																		
計																																																																																																																																																					

工 種 名	機械運転単価表																																																																																																																																																			
改 定																																																																																																																																																				
	<p style="text-align: center;">機械運転単価表</p> <p>本資料は、各工種に使用する機械のうち標準的な機種について単価表を示したものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労務歩掛は、土木工事標準歩掛の建設機械運転労務歩掛による。 2. 燃料の種類及び数量は、土木工事標準歩掛の原動機燃料消費量による。 3. 表題には機械名を記入する。 4. 燃料費の規格欄には燃料の種類を記入する。 5. 機械損料の規格欄には機械の規格を記入する。 <p>機-1 ○○運転1時間当り単価表 (1時間当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>金額(円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 転 手 (特 殊)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃 料 費</td> <td></td> <td>ℓ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機 械 損 料</td> <td></td> <td>h</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>機-12 ○○運転1日当り単価表 (1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>金額(円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃 料 費</td> <td></td> <td>ℓ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機 械 損 料</td> <td></td> <td>日</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。</p> <p>機-14 ○○運転1日当り単価表 (1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>金額(円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(電 力)</td> <td></td> <td>kWh</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機 械 損 料</td> <td></td> <td>日</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 発動発電機を電源とする場合は、電力の計上はしない。 2 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。</p> <p>機-15 ○○運転1時間当り単価表 (1時間当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>金額(円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(電 力)</td> <td></td> <td>kWh</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機 械 損 料</td> <td></td> <td>h</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 発動発電機を電源とする場合は、電力の計上はしない。 2 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。</p>	名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要	運 転 手 (特 殊)		人					燃 料 費		ℓ					機 械 損 料		h	1.0				諸 雑 費		式	1				計							名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要	燃 料 費		ℓ					機 械 損 料		日	1.0				諸 雑 費		式	1				計							名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要	(電 力)		kWh					機 械 損 料		日	1.0				諸 雑 費		式	1				計							名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要	(電 力)		kWh					機 械 損 料		h	1.0				諸 雑 費		式	1				計						
名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要																																																																																																																																														
運 転 手 (特 殊)		人																																																																																																																																																		
燃 料 費		ℓ																																																																																																																																																		
機 械 損 料		h	1.0																																																																																																																																																	
諸 雑 費		式	1																																																																																																																																																	
計																																																																																																																																																				
名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要																																																																																																																																														
燃 料 費		ℓ																																																																																																																																																		
機 械 損 料		日	1.0																																																																																																																																																	
諸 雑 費		式	1																																																																																																																																																	
計																																																																																																																																																				
名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要																																																																																																																																														
(電 力)		kWh																																																																																																																																																		
機 械 損 料		日	1.0																																																																																																																																																	
諸 雑 費		式	1																																																																																																																																																	
計																																																																																																																																																				
名 称	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要																																																																																																																																														
(電 力)		kWh																																																																																																																																																		
機 械 損 料		h	1.0																																																																																																																																																	
諸 雑 費		式	1																																																																																																																																																	
計																																																																																																																																																				

下水道用建築・建築設備工事積算基準

現 行	改 定
<p>下水道用建築・建築設備工事積算基準</p> <p>(目的) 第1 この基準は、下水道用建築・建築設備工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費(以下「工事費」という。)の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p>(工事費の構成) 第2 工事費の構成は、次のとおりとする。</p>  <p>(工事費の区分) 第3 工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事等に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。</p>	<p>下水道用建築・建築設備工事積算基準</p> <p>(目的) 第1 この基準は、下水道用建築・建築設備工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費(以下「工事費」という。)の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p>(工事費の種別及び区分) 第2 工事費の積算は、建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。</p> <p>(工事費の構成) 第3 工事費の構成は、次のとおりとする。</p> 

下水道用建築・建築設備工事積算基準

現 行	改 定
<p>(直接工事費)</p> <p>第4 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。なお、工事中に発生する材料の端材に価格のあるときは、その数量に有価格を乗じて算定した額を控除する。</p> <p>(1) 算定の方法</p> <p>算定の方法は、次のイからハによる。</p> <p>イ 材料価格及び機器類価格（以下「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。</p> <p>ロ 材料価格等、労務費、機械器具費及び仮設材料費等を複合した費用に数量を乗じて算定する。なお、この費用は「公共建築工事標準歩掛り」又は「下水道用設計標準歩掛表（国土交通省 水管理・国土保全局下水道部）」の定めによる。「複合単価」、あるいは、物価資料による「市場単価」とする。</p> <p>ハ イ又はロによりがたい場合は、物価資料の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考として定める。</p> <p>(2) 価格及び費用等</p> <p>算定の方法イ及びロに用いる材料価格等、労務費、機械器具費等は、次のイからホによる。</p> <p>イ 材料価格等</p> <p>材料価格等は、原則として積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料等の掲載価格、製造業者の見積価格等を参考に、数量の多寡、施工条件等を考慮して定める。</p> <p>ロ 労務費</p> <p>労務費は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、従事する時間及び条件によって労務単価の割増を行うことができる。また、山間へき地、離島等の工事については、実情に応じて別途適正に定める。</p>	<p>(直接工事費)</p> <p>第4 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。</p> <p>(1) 算定の方法</p> <p>算定の方法は、次のイからハによる。</p> <p>イ 材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。</p> <p>ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。</p> <p>ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。</p> <p>(2) 単価及び価格</p> <p>算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」による。</p>

下水道用建築・建築設備工事積算基準

現 行	改 定
<p>ハ 機械器具費 機械器具費は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付け建設省機発第44号）により定める。ただし、これによりがたい場合は、物価資料の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考とする。</p> <p>ニ 仮設材費 仮設材費は、「建設用仮設材損料算定基準」（昭和44年6月12日付け建設省機発第65号）により定める。ただし、これによりがたい場合は、物価資料等の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考とする。</p> <p>ホ 運搬費 工事現場以外で加工を要する材料、仮設材料及び機械器具等の運搬に要する費用は、必要に応じて「請負工事機械経費積算要領」により定める。ただし、これによりがたい場合は、物価資料等の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考とする。</p> <p>ヘ 市場単価 市場単価は、市場の取引実態に基づく単位量あたりの単価とし、物価資料の「建築工事市場単価」により定める。ただし、取引数量、施工条件等が物価資料の掲載条件と異なる場合は、実情に応じて単価を補正する。</p> <p>(3) 数量 算定の方法に用いる数量は、建築工事については、「公共建築数量積算基準」、建築機械設備工事及び建築電気設備工事については、「公共建築設備数量積算基準」の定めによる。</p> <p>(共通費) 第5 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準」の定めによる。</p> <p>(1) 共通仮設費 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。</p>	<p>(3) 数量 算定の方法に用いる数量は、建築工事において、「公共建築数量積算基準」、建築機械設備工事及び建築電気設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」による。</p> <p>(共通費) 第5 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準」の定めによる。</p> <p>(1) 共通仮設費 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。</p>

下水道用建築・建築設備工事積算基準

現 行	改 定
<p>(2) 現場管理費 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。</p> <p>(消費税等相当額) 第6 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。</p> <p>(その他) 第7 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額／当初工事費内訳書記載の工事価格」の比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p>	<p>(2) 現場管理費 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。</p> <p>(消費税等相当額) 第6 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。</p> <p>(設計変更における工事費) 第7 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p>

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行		改 定	
下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準		下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準	
<p>1 共通費の区分と内容</p> <p>共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2及び表－3の内容と付加利益を一式として計上する。</p> <p>ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。</p>		<p>1 共通費の区分と内容</p> <p>共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2及び表－3の内容と付加利益を一式として計上する。</p> <p>ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。</p>	
表－1 共通仮設費		表－1 共通仮設費	
項 目	内 容	項 目	内 容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用	準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用	仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用	工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用	環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用	屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用	機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用	その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行		改 定	
表－２ 現場管理費		表－２ 現場管理費	
項 目	内 容	項 目	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用	租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料	保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当及び賞与	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与	従業員給料手当及び賞与	現場従業員の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用	施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金	退職金	現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額	法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用	福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用	事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費	通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。	補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額	その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用
配賦額			
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用		

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行		改 定	
表－３ 一般管理費		表－３ 一般管理費	
項 目	内 容	項 目	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬	役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）	従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）	退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額	法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用	福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費	事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費	通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用	動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用	調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用	広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用	交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付	寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却費	減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却費
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額	試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課	租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料	保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用	契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用	雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行	改 定																																				
<p>2. 共通仮設費の算定</p> <p>(1) 共通仮設費は、表－1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する。</p> <p>(2) 共通仮設費率は、別表－1から別表－6によるものとする。 なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。</p> <p>(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－4及び表－5とする。</p> <p style="text-align: center;">表－4 建築工事の共通仮設費率に含む内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備費</td> <td>敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮設建物費</td> <td>監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし設計図書によるイメージアップ費用を除く。</td> </tr> <tr> <td>工事施設費</td> <td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。</td> </tr> <tr> <td>環境安全費</td> <td>安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用</td> </tr> <tr> <td>動力用水光熱費</td> <td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等</td> </tr> <tr> <td>屋外整理清掃費</td> <td>屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>機械器具費</td> <td>測量機器及び雑機械器具に要する費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	準備費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用	仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし設計図書によるイメージアップ費用を除く。	工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。	環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用	機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	<p>2. 共通仮設費の算定</p> <p>(1) 共通仮設費は、表－1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する。 ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。</p> <p>(2) 共通仮設費率は、別表－1から別表－6によるものとする。 なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。</p> <p>(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－4及び表－5とする。</p> <p style="text-align: center;">表－4 建築工事の共通仮設費率に含む内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備費</td> <td>敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮設建物費</td> <td>監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし設計図書によるイメージアップ費用を除く。</td> </tr> <tr> <td>工事施設費</td> <td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。</td> </tr> <tr> <td>環境安全費</td> <td>安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用</td> </tr> <tr> <td>動力用水光熱費</td> <td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等</td> </tr> <tr> <td>屋外整理清掃費</td> <td>屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>機械器具費</td> <td>測量機器及び雑機械器具に要する費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	準備費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用	仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし設計図書によるイメージアップ費用を除く。	工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。	環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用	機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用
項 目	内 容																																				
準備費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用																																				
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし設計図書によるイメージアップ費用を除く。																																				
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。																																				
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用																																				
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																																				
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用																																				
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用																																				
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用																																				
項 目	内 容																																				
準備費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用																																				
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし設計図書によるイメージアップ費用を除く。																																				
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。																																				
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用																																				
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																																				
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用																																				
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用																																				
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用																																				

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行		改 定	
表－５ 建築機械設備工事及び建築電気設備工事の共通仮設費率に含む内容		表－５ 建築機械設備工事及び建築電気設備工事の共通仮設費率に含む内容	
項 目	内 容	項 目	内 容
準備費	その他の準備に要する費用	準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。	仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。	工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用	環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用	屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用
<p>(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。</p> <p>(5) 建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、通常の建物本体工事(以下「一般工事」という。)に、通常の建物本体工事に含まれない表－6に示す工事等(以下「その他工事」という。)を含ませて発注する場合、別途共通仮設費を算定する。</p>		<p>(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。</p> <p>(5) 建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、通常の建物本体工事(以下「一般工事」という。)に、通常の建物本体工事に含まれない表－6に示す工事等(以下「その他工事」という。)を含ませて発注する場合、別途共通仮設費を算定する。</p>	
表－６ その他の工事		表－６ その他の工事	
建築工事	特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事、取り壊し工事		特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事 取り壊し工事、 造園工事、舗装工事
建築機械設備工事	昇降機械設備工事、実験機器（ドラフトチャンバー類） 分析ガス設備工事、さく井設備工事		昇降機械設備工事 実験機器（ドラフトチャンバー類） 分析ガス設備工事
建築電気設備工事	水質測定試験機器、電波障害防除設備工事		さく井設備工事 水質測定試験機器 電波障害防除設備工事

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行		改 定																									
<p>(6) その他工事を単独で発注する場合並びに建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。</p> <p>(7) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。</p> <p>(8) 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事(以下「後工事」という。)を現に施工中の工事の受注者に随意契約しようとする場合の共通仮設費は、契約済みのすべての工事(以下「前工事」という。)と後工事を一括して発注したとして算定した共通仮設費の額から、前工事の共通仮設費の額を控除した額とする。</p>		<p>(6) その他工事を単独で発注する場合並びに建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。</p> <p>(7) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。</p>																									
<p>別表－1 共通仮設費率 建築工事 新築</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>直接工事費</th> <th>1千万円以下</th> <th>1千万円を超え 50億円以下</th> <th>50億円を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>4.14%</td> <td>共通仮設費率算定式により算定された率</td> <td>3.73%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 $K_r = 4.83 \times P^{-0.0168}$ ただし、K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) 注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. K_r の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>建築工事の場合は、監督員詰所を設けない場合は共通仮設費率を下記の値で補正する。</p> <p>1) 新築工事の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>直接工事費</th> <th>1億円未満</th> <th>1億円以上 5億円未満</th> <th>5億円以上 20億円未満</th> <th>20億円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正值(%)</td> <td>-0.50</td> <td>-0.26</td> <td>-0.13</td> <td>-0.10</td> </tr> </tbody> </table>		直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え 50億円以下	50億円を超える	共通仮設費率	4.14%	共通仮設費率算定式により算定された率	3.73%	直接工事費	1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 20億円未満	20億円以上	補正值(%)	-0.50	-0.26	-0.13	-0.10	<p>別表－1 共通仮設費率 建築工事 新築</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>直接工事費</th> <th>1千万円以下</th> <th>1千万円を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>共通仮設費率算定式により算定された率</td> <td>共通仮設費率算定式により算定された率</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 $K_r = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$ ただし、K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う T : 工期 (か月) 注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>建築工事の場合は、監督員詰所を設けない場合は共通仮設費率を補正する。 この場合、新築工事及び改修工事ともに、算定した共通仮設費率に0.9を乗じる。</p>		直接工事費	1千万円以下	1千万円を超える	共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率	共通仮設費率算定式により算定された率
直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え 50億円以下	50億円を超える																								
共通仮設費率	4.14%	共通仮設費率算定式により算定された率	3.73%																								
直接工事費	1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 20億円未満	20億円以上																							
補正值(%)	-0.50	-0.26	-0.13	-0.10																							
直接工事費	1千万円以下	1千万円を超える																									
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率	共通仮設費率算定式により算定された率																									

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行	改 定																																																																
<p>2) 改修工事の場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">直接工事費(百万円)</td> <td style="text-align: center;">一律</td> </tr> <tr> <td>補正値(%)</td> <td style="text-align: center;">-0.12</td> </tr> </table> <p>別表-2 共通仮設費率 建築工事 改修</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">共通仮設費率</td> <td style="text-align: center;">3.46%</td> </tr> </table>	直接工事費(百万円)	一律	補正値(%)	-0.12	共通仮設費率	3.46%	<p>別表-2 共通仮設費率 建築工事 改修</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">直接工事費</td> <td style="width:30%;">5百万円以下</td> <td style="width:50%;">5百万円を超える</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">上限</td> <td style="text-align: center;">6.07%</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">共通仮設費率算定式により算定された率</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">下限</td> <td style="text-align: center;">3.59%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">算定式</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> $K_r = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$ ただし、K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T : 工期 (か月) </td> </tr> <tr> <td colspan="3">注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">注2. K_rの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</td> </tr> </table> <p>別表-3 共通仮設費率 建築機械設備工事 新築</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">直接工事費</td> <td style="width:25%;">3百万円以下</td> <td style="width:25%;">3百万円を超え 30億円以下</td> <td style="width:35%;">30億円を超える</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td style="text-align: center;">3.99%</td> <td style="text-align: center;">共通仮設費率算定式により算定された率</td> <td style="text-align: center;">3.58%</td> </tr> <tr> <td colspan="4">算定式</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> $K_r = 4.53 \times P^{-0.0158}$ ただし、K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) </td> </tr> <tr> <td colspan="4">注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">注2. K_rの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</td> </tr> </table>	直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える		上限	6.07%	共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率			下限	3.59%	算定式			$K_r = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T : 工期 (か月)			注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			注2. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			直接工事費	3百万円以下	3百万円を超え 30億円以下	30億円を超える	共通仮設費率	3.99%	共通仮設費率算定式により算定された率	3.58%	算定式				$K_r = 4.53 \times P^{-0.0158}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円)				注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。				注2. K_r の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。													
直接工事費(百万円)	一律																																																																
補正値(%)	-0.12																																																																
共通仮設費率	3.46%																																																																
直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える																																																															
	上限	6.07%																																																															
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率																																																																
	下限	3.59%																																																															
算定式																																																																	
$K_r = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T : 工期 (か月)																																																																	
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。																																																																	
注2. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。																																																																	
直接工事費	3百万円以下	3百万円を超え 30億円以下	30億円を超える																																																														
共通仮設費率	3.99%	共通仮設費率算定式により算定された率	3.58%																																																														
算定式																																																																	
$K_r = 4.53 \times P^{-0.0158}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円)																																																																	
注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。																																																																	
注2. K_r の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。																																																																	
<p>別表-3 共通仮設費率 建築機械設備工事 新築</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">直接工事費</td> <td style="width:25%;">5百万円以下</td> <td style="width:25%;">5百万円を超える</td> <td style="width:35%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">上限</td> <td style="text-align: center;">5.51%</td> <td style="text-align: center;">$12.40 \times P^{-0.0952}$</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">共通仮設費率算定式により算定された率</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">下限</td> <td style="text-align: center;">4.86%</td> <td style="text-align: center;">$10.94 \times P^{-0.0952}$</td> </tr> <tr> <td colspan="4">算定式</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> $K_r = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ ただし、K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T : 工期 (か月) </td> </tr> <tr> <td colspan="4">注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">注2. K_rの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</td> </tr> </table>	直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える			上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$	共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率				下限	4.86%	$10.94 \times P^{-0.0952}$	算定式				$K_r = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T : 工期 (か月)				注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。				注2. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				<p>別表-3 共通仮設費率 建築機械設備工事 新築</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">直接工事費</td> <td style="width:25%;">5百万円以下</td> <td style="width:25%;">5百万円を超える</td> <td style="width:35%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">上限</td> <td style="text-align: center;">5.51%</td> <td style="text-align: center;">$12.40 \times P^{-0.0952}$</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">共通仮設費率算定式により算定された率</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">下限</td> <td style="text-align: center;">4.86%</td> <td style="text-align: center;">$10.94 \times P^{-0.0952}$</td> </tr> <tr> <td colspan="4">算定式</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> $K_r = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ ただし、K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T : 工期 (か月) </td> </tr> <tr> <td colspan="4">注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">注2. K_rの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</td> </tr> </table>	直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える			上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$	共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率				下限	4.86%	$10.94 \times P^{-0.0952}$	算定式				$K_r = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T : 工期 (か月)				注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。				注2. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			
直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える																																																															
	上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$																																																														
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率																																																																
	下限	4.86%	$10.94 \times P^{-0.0952}$																																																														
算定式																																																																	
$K_r = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T : 工期 (か月)																																																																	
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。																																																																	
注2. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。																																																																	
直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える																																																															
	上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$																																																														
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率																																																																
	下限	4.86%	$10.94 \times P^{-0.0952}$																																																														
算定式																																																																	
$K_r = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T : 工期 (か月)																																																																	
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。																																																																	
注2. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。																																																																	

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行				改 定			
別表－４ 共通仮設費率 建築機械設備工事 改修				別表－４ 共通仮設費率 建築機械設備工事 改修			
直接工事費	3 百万円以下	3 百万円を超え 3 億円以下	3 億円を超える	直接工事費	3 百万円以下	3 百万円を超える	
共通仮設費率	3.67%	共通仮設費率算定式により算定された率	2.67%	共通仮設費率	上限	4.96%	$7.02 \times P^{-0.0433}$
算定式 $K_r = 6.39 \times P^{-0.0691}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円)				算定式 $K_r = 12.21 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、 3 百万円以下 の場合は、 3 百万円 として扱う T : 工期 (か月)			
注 1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。				注 1. 本表の共通仮設費率は、 施工場所が一般的な市街地 の比率である。			
注 2. K_r の値は、小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。				注 2. K_r の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			
別表－５ 共通仮設費率 建築電気設備工事 新築				別表－５ 共通仮設費率 建築電気設備工事 新築			
直接工事費	3 百万円以下	3 百万円を超え 30 億円以下	30 億円を超える	直接工事費	5 百万円以下	5 百万円を超える	
共通仮設費率	4.03%	共通仮設費率算定式により算定された率	3.34%	共通仮設費率	上限	7.19%	$16.73 \times P^{-0.0992}$
算定式 $K_r = 5.02 \times P^{-0.0273}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円)				算定式 $K_r = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、 5 百万円以下 の場合は、 5 百万円 として扱う T : 工期 (か月)			
注 1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。				注 1. 本表の共通仮設費率は、 施工場所が一般的な市街地 の比率である。			
注 2. K_r の値は、小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。				注 2. K_r の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行				改 定			
別表－6 共通仮設費率 建築電気設備工事 改修				別表－6 共通仮設費率 建築電気設備工事 改修			
直接工事費	3百万円以下	3百万円を超え3億円以下	3億円を超える	直接工事費	3百万円以下	3百万円を超える	
共通仮設費率	3.88%	共通仮設費率算定式により算定された率		共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率		
算定式 $K_r = 11.93 \times P^{-0.1404}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円)				算定式 $K_r = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T : 工期 (か月)			
注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. K_r の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。				注1. 本表の共通仮設費率は、 施工場所が一般的な市街地 の比率である。 注2. K_r の値は、小数点以下 第3位 を四捨五入して2位止めとする。			
3. 現場管理費の算定				3. 現場管理費の算定			
(1) 現場管理費は、表－2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。				(1) 現場管理費は、表－2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。 ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。			
(2) 現場管理費率は、別表－7から別表－12によるものとする。 なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。				(2) 現場管理費率は、別表－7から別表－12によるものとする。 なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。			
(3) 現場管理費率に含まれる内容は表－2による。				(3) 現場管理費率に含まれる内容は表－2による。			
(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。				(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。			

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行	改 定																			
<p>(5) 建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注する場合、別途現場管理費を算定する。</p> <p>(6) その他工事を単独で発注する場合並びに建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途現場管理費を算定する。</p> <p>(7) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。</p> <p>(8) 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、後工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の現場管理費は、前工事と後工事を一括して発注したとして算定した現場管理費の額から、前工事の現場管理費の額を控除した額とする。</p>	<p>(5) 建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注する場合、別途現場管理費を算定する。</p> <p>(6) その他工事を単独で発注する場合並びに建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途現場管理費を算定する。</p> <p>(7) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。</p>																			
<p>別表－7 現場管理費率 建築工事 新築</p> <table border="1"> <tr> <td>純工事費</td> <td>1千万円以下</td> <td>1千万円を超え50億円以下</td> <td>50億円を超える</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>10.65%</td> <td>現場管理費率算定式により算定された率</td> <td>7.15%</td> </tr> </table> <p>算定式 $J_o = 19.20 \times N_p^{-0.0640}$ ただし、J_o：現場管理費率（%） N_p：純工事費（千円） 注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	純工事費	1千万円以下	1千万円を超え50億円以下	50億円を超える	現場管理費率	10.65%	現場管理費率算定式により算定された率	7.15%	<p>別表－7 現場管理費率 建築工事 新築</p> <table border="1"> <tr> <td>純工事費</td> <td>1千万円以下</td> <td>1千万円を超える</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現場管理費率</td> <td>上限</td> <td>20.13%</td> </tr> <tr> <td>下限</td> <td>10.01%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">現場管理費率算定式により算定された率</td> </tr> </table> <p>算定式 $J_o = 151.08 \times N_p^{-0.3396} \times T^{0.5860}$ ただし、J_o：現場管理費率（%） N_p：純工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う T：工期（か月） 注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	純工事費	1千万円以下	1千万円を超える	現場管理費率	上限	20.13%	下限	10.01%	現場管理費率算定式により算定された率		
純工事費	1千万円以下	1千万円を超え50億円以下	50億円を超える																	
現場管理費率	10.65%	現場管理費率算定式により算定された率	7.15%																	
純工事費	1千万円以下	1千万円を超える																		
現場管理費率	上限	20.13%																		
	下限	10.01%																		
現場管理費率算定式により算定された率																				

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行				改 定			
別表－8 現場管理費率 建築工事 改修				別表－8 現場管理費率 建築工事 改修			
純工事費	3百万円以下	3百万円を超え5億円以下	5億円を超える	純工事費	5百万円以下	5百万円を超える	
現場管理費率	15.94%	現場管理費率算定式により算定された率	6.39%	現場管理費率	上限 26.86%	現場管理費率算定式により算定された率	184.58 × N p ^{-0.2263}
算定式 J o = 66.54 × N p ^{-0.1785} ただし、J o：現場管理費率（%） N p：純工事費（千円）				算定式 J o = 356.20 × N p ^{-0.4085} × T ^{0.5766} ただし、J o：現場管理費率（%） N p：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月）			
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。				注1. 本表の現場管理費率は、 施工場所が一般的な市街地 の比率である。 注2. J oの値は、小数点以下 第3位 を四捨五入して2位止めとする。			
別表－9 現場管理費率 建築機械設備工事 新築				別表－9 現場管理費率 建築機械設備工事 新築			
純工事費	3百万円以下	3百万円を超え30億円以下	30億円を超える	純工事費	5百万円以下	5百万円を超える	
現場管理費率	17.98%	現場管理費率算定式により算定された率	6.59%	現場管理費率	上限 31.23%	現場管理費率算定式により算定された率	165.22 × N p ^{-0.1956}
算定式 J o = 57.59 × N p ^{-0.1454} ただし、J o現場管理費率（%） N p：純工事費（千円）				算定式 J o = 152.72 × N p ^{-0.3085} × T ^{0.4222} ただし、J o：現場管理費率（%） N p：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月）			
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。				注1. 本表の現場管理費率は、 施工場所が一般的な市街地 の比率である。 注2. J oの値は、小数点以下 第3位 を四捨五入して2位止めとする。			

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行				改 定			
別表－１０ 現場管理費率 建築機械設備工事 改修				別表－１０ 現場管理費率 建築機械設備工事 改修			
純工事費	3百万円以下	3百万円を超え3億円以下	3億円を超える	純工事費	3百万円以下	3百万円を超える	
現場管理費率	18.34%	現場管理費率算定式により算定された率	6.04%	現場管理費率	上限	42.07%	$467.95 \times N_p^{-0.3009}$
算定式 $J_o = 126.63 \times N_p^{-0.2413}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円） 注1．本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2． J_o の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。				現場管理費率	下限	15.25%	$169.65 \times N_p^{-0.3009}$
				算定式 $J_o = 825.85 \times N_p^{-0.5122} \times T^{0.6648}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T ：工期（か月） 注1．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2． J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			
別表－１１ 現場管理費率 建築電気設備工事 新築				別表－１１ 現場管理費率 建築電気設備工事 新築			
純工事費	3百万円以下	3百万円を超え30億円以下	30億円を超える	純工事費	5百万円以下	5百万円を超える	
現場管理費率	21.24%	現場管理費率算定式により算定された率	7.81%	現場管理費率	上限	38.60%	$263.03 \times N_p^{-0.2253}$
算定式 $J_o = 67.75 \times N_p^{-0.1449}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円） 注1．本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2． J_o の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。				現場管理費率	下限	22.91%	$156.07 \times N_p^{-0.2253}$
				算定式 $J_o = 351.48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T ：工期（か月） 注1．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2． J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行				改 定			
別表－１２ 現場管理費率 建築電気設備工事 改修				別表－１２ 現場管理費率 建築電気設備工事 改修			
純工事費	3百万円以下	3百万円を超え3億円以下	3億円を超える	純工事費	3百万円以下	3百万円を超える	
現場管理費率	20.37%	現場管理費率算定式により算定された率		現場管理費率	現場管理費率算定式により算定された率		
算定式 $J_o = 117.91 \times N_p^{-0.2193}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円） 注1．本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2． J_o の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。				算定式 $J_o = 658.42 \times N_p^{-0.4896} \times T^{0.7247}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、 3百万円以下の場合、3百万円として扱う T ：工期（か月） 注1．本表の現場管理費率は、 施工場所が一般的な市街地 の比率である。 注2． J_o の値は、小数点以下 第3位 を四捨五入して2位止めとする。			
4. 一般管理費等の算定				4. 一般管理費等の算定			
(1) 一般管理費等は、表－3の内容と付加利益について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。				(1) 一般管理費等は、表－3の内容と付加利益について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。			
(2) 一般管理費等率は、別表－13から別表－15による。				(2) 一般管理費等率は、別表－13から別表－15による。			
(3) 前払金支出割合が35パーセント以下において一般管理費等を算定する場合は別表－16の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乘じるものとする。				(3) その他工事を単独で発注する場合並びに建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。			
(4) その他工事を単独で発注する場合並びに建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。				(4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理			
(5) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理							

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行	改 定																
<p>等を控除した額とする。 ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。</p> <p>(6) 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、後工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の一般管理費等は、前工事と後工事を一括して発注したとして算定した一般管理費等の額から、前工事の一般管理費等の額を控除した額とする。</p>	<p>等を控除した額とする。 ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。</p>																
<p>別表－１３ 一般管理費等率 建築工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>5百万円以下</th> <th>5百万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>11.26%</td> <td>一般管理費等率算定式により算定された率</td> <td>8.41%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 $G_p = 15.065 - 1.028 \times \log(C_p)$ ただし、G_p：一般管理費等率（%） C_p：工事原価（千円） 注1. G_pの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える	一般管理費等率	11.26%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.41%	<p>別表－１３ 一般管理費等率 建築工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>5百万円以下</th> <th>5百万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>11.26%</td> <td>一般管理費等率算定式により算定された率</td> <td>8.41%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 $G_p = 15.065 - 1.028 \times \log(C_p)$ ただし、G_p：一般管理費等率（%） C_p：工事原価（千円） 注2. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える	一般管理費等率	11.26%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.41%
工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える														
一般管理費等率	11.26%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.41%														
工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える														
一般管理費等率	11.26%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.41%														
<p>別表－１４ 一般管理費等率 建築機械設備工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>3百万円以下</th> <th>3百万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>11.20%</td> <td>一般管理費等率算定式により算定された率</td> <td>7.52%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 $G_p = 15.741 - 1.305 \times \log(C_p)$ ただし、G_p：一般管理費等率（%） C_p：工事原価（千円） 注1. G_pの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える	一般管理費等率	11.20%	一般管理費等率算定式により算定された率	7.52%	<p>別表－１４ 一般管理費等率 建築機械設備工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>3百万円以下</th> <th>3百万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>11.20%</td> <td>一般管理費等率算定式により算定された率</td> <td>7.52%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 $G_p = 15.741 - 1.305 \times \log(C_p)$ ただし、G_p：一般管理費等率（%） C_p：工事原価（千円） 注2. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える	一般管理費等率	11.20%	一般管理費等率算定式により算定された率	7.52%
工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える														
一般管理費等率	11.20%	一般管理費等率算定式により算定された率	7.52%														
工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える														
一般管理費等率	11.20%	一般管理費等率算定式により算定された率	7.52%														

下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準

現 行				改 定			
別表－１５ 一般管理費等率 建築電気設備工事				別表－１５ 一般管理費等率 建築電気設備工事			
工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える	工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	11.80%	一般管理費等率算定式により算定された率	7.35%	一般管理費等率	11.80%	一般管理費等率算定式により算定された率	7.35%
算定式 $G_p = 17.286 - 1.577 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。				算定式 $G_p = 17.286 - 1.577 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注2. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			
別表－１６ 一般管理費等率補正係数							
前払金支出割合区分（%）		補正係数					
5以下		1.05					
5を超え15以下		1.04					
15を超え25以下		1.03					
25を超え35以下		1.01					